

		掛 金			負 担 金			備 考
		長期	短期	介護	長期	短期	介護	
給 料	一般組合員	107.9875	52.4 (50.75 +1.65)	6.12	158.5663 (107.9875 +0.3288+ 50.25)	52.8 (50.75 +1.65+ 0.4) 育児休業等期間中	6.12	【長期】(年金等の給付に要する財源) ◎公務等による給付に要する事業主負担 0.3288 (0.263) ◎基礎年金拠出金に係る公的負担 50.25 (40.2) 【短期】(保健診療等の給付に要する財源) ◎育児・介護休業手当金に要する公的負担 0.4 (0.33) ※組合後職員・地方独立行政法人職員はなし ◎福祉事業(保健事業等に要する財源) 1.65 (1.32) 【最高限度額】 長期 496,000円 (620,000円) 短期 968,000円 (1,210,000円) ※上の()内は特別職・役員
	船員組合員		49.8 (48.15 +1.65)			55.4 (53.35 +1.65+ 0.4) 育児休業等期間中		
	特別職組合員	86.39	41.92 (40.6 +1.32)	4.89	126.853 (86.39 +0.263+ 40.2)	42.25 (40.6 +1.32+ 0.33)		
	組合役員		86.653 (86.39 +0.263)		41.92 (40.6 +1.32)			
	組合職員	107.9875	52.4 (50.75 +1.65)	6.12	108.3163 (107.9875 +0.3288) 育児休業等期間中	52.4 (50.75 +1.65)		
	役員組合員				86.39	41.92 (40.6 +1.32)	4.89	
	地方独立行政法人	一般組合員	107.9875	52.4 (50.75 +1.65)	6.12	108.3163 (107.9875 +0.3288) (都)50.25	52.4 (50.75 +1.65)	
	派遣職員	52.4 (50.75 +1.65)				6.12	0.3288 (都)50.25	
	職員団体専従				107.9875 (都)50.25	52.4 (50.75 +1.65) (都)0.4		
	任意継続組合員		101.5	12.24			平均給料額 372,000円	
		長期	短期	介護	長期	短期	介護	備 考
期 末 手 当 等	一般組合員	86.39	41.92 (40.6 +1.32)	4.89	126.853 (86.39 +0.263+ 40.2)	42.25 (40.6 +1.32+ 0.33) 育児休業等期間中	4.89	【長期】(年金等の給付に要する財源) ◎公務等による給付に要する事業主負担 0.263 ◎基礎年金拠出金に係る公的負担 40.2 【短期】(保健診療等の給付に要する財源) ◎育児・介護休業手当金に要する公的負担 0.33 ※組合後職員・地方独立行政法人職員はなし ◎福祉事業(保健事業等に要する財源) 1.32 【最高限度額】 長期 1,500,000円 短期 5,400,000円 (短期については、年度累計額の上限)
	船員組合員		39.84 (38.52 +1.32)			44.33 (42.68 +1.32+ 0.33) 育児休業等期間中		
	特別職組合員	86.39	41.92 (40.6 +1.32)	4.89	126.853 (86.39 +0.263+ 40.2)	42.25 (40.6 +1.32+ 0.33)		
	組合役員				86.653 (86.39 +0.263)	41.92 (40.6 +1.32)		
	組合職員	86.39	41.92 (40.6 +1.32)	4.89	86.653 (86.39 +0.263) 育児休業等期間中	41.92 (40.6 +1.32)		
	役員組合員				86.653 (86.39 +0.263) (都)40.2	41.92 (40.6 +1.32)		
	地方独立行政法人	一般組合員	86.39	41.92 (40.6 +1.32)	4.89	86.653 (86.39 +0.263) (都)40.2	41.92 (40.6 +1.32)	
	派遣職員	0.263 (都)40.2				41.92 (都)0.33 育児休業等期間中 0.33		
	職員団体専従				86.39 (都)40.2	41.92 (40.6 +1.32) (都)0.33		

◎追加費用負担金率(対給料)・・・ 義務 67.5/1,000 非義務 40.6/1,000

27公立東京福第430号

◎育児休業等期間中には、産前産後休暇も含む
 ◎育児休業等期間中における負担金免除・・・掛金と同率(育児休業等期間中における免除期間は最長で、当該育児休業に係る子が3歳に達する日の翌日の属する月の前月まで)
 ◎部分休業に伴う給料減額部分の負担金免除(長期給付に限る)・・・長期掛金と同率

◎介護保険の第2号被保険者・・・40才以上65才未満の組合員
 ◎事務費負担金(23区教育委員会分)・・・年額 5,000円 月単位 416.66円

◎子ども・子育て拠出金(対給料、対期末手当等)・・・1.5/1,000 ※組合後職員・地方独立行政法人職員・派遣職員・職員団体専従のみ(育児休業による掛金免除期間中は免除)

◎後期高齢者医療制度の被保険者とされる組合員の短期掛金・負担金・・・(対給料) 3.39/1,000 (対期末手当等) 2.72/1,000
 (特別職・組合役員については対給料・対期末手当等ともに2.72/1,000)